

## 1月20日 社会保障審議会医療保険部会 概要

### 1. 補償対象となる脳性麻痺の基準の見直しについて

#### 《結論》

- 一般審査基準は、「在胎週数32週以上かつ出生体重1,400g以上」とする
- 個別審査基準は、機構提案通りとする

#### 《議論の経過等》

##### (在胎週数)

- ・ 機構より、運営委員会の検討結果として「31週」の必要性について、改めて丁寧にご説明（再発防止の意義等についてもご説明）
- ・ 日本医師会をはじめとする医療側委員、連合、樋口委員からは、周産期関連の7団体の医学的・臨床的検討の意見書等より、「31週」を支持する意見
- ・ 一方、統計学的検討について、日本計量生物学会からの意見書が提示され、健保連、協会けんぽ、岩本委員、岩村委員からは、31週の見直しの必要性に疑義があるとして「見直しを先送り」とすべきとの意見
- ・ 平行線となるも、厚生労働省より、元々5年後を目処に見直すこととされており、合意形成可能な具体的な見直し内容を議論いただきたい旨の発言もあり、協会けんぽから「32週」の折衷案が提示
- ・ 岩本委員、岩村委員からも、これまで最終報告書等で部会に示してきた各種資料（週数別の脳性麻痺発生率等）より「32週」であれば未熟性の紛れ込みリスクが低いとの意見もあり、在胎週数の基準は「32週」とすることで決着

##### (出生体重)

- ・ 出生体重の基準については、特段の議論なく、最終報告書通りの「1,400g」とすることで合意

##### (個別審査基準)

- ・ 個別審査基準についても、特段の議論なく、最終報告書通りの内容とする

## 2. 補償対象者数の推計、事務経費について

### 《結論》

- 補償対象者数の推計については、現段階では運営委員会の提案通り、1998年～2007年のデータにもとづく推計とし、今後さらにデータを集積し適宜見直しを行う
- 事務経費については、適切な額となるよう、引き続き検討を行う

### 《議論の経過等》

- ・ 協会けんぽより、直近のデータにもとづく再推計と事務経費の更なる見直し「32週・1,400g」の条件である旨の意見
- ・ 日本医師会より、再推計については専門家の検討結果を無理に捻じ曲げるべきでないと、条件付けへの反対意見
- ・ 機構より、補償対象者数の推計は調査専門委員会、運営委員会で専門家が議論を積み上げてきた結果であること、脳性麻痺のデータ収集は一朝一夕にできるものではなく、一定期間が必要であることを説明
- ・ 再推計を「32週・1,400g」の条件とするか否かについて平行線となるも、部会長、岩村委員らの提案により、直近のデータにもとづく再推計は将来的な課題として整理

(補足説明)

- ※ 上記推計にもとづく保険料水準は2.5万円程度ですが、部会において具体的な保険料水準や、剰余金からの充当額を差し引いた掛金水準には言及されず、今後事務的に整理することになると考えられます。

## 3. 今後の制度見直し（検討の場）について

### 《結論》

公的制度であることに鑑み、「政省令に係る部分は厚生労働省の検討組織で議論すべきとの意見」、「脳性麻痺の調査を厚生労働省で行うべきとの意見」を踏まえ、医政局と保険局で検討

### 《議論の経過等》

- ・ 保険者、連合他より、「今後の制度見直しについては、公的制度であるこ

とに鑑み、政省令に係る部分は厚生労働省の検討組織で議論を行うべき」  
「脳性麻痺の調査を厚生労働省の主導のもと行うべき」などの意見

(補足説明)

- ※ 運営委員会における検討内容を医療保険部会で議論するのではなく、例えば厚生労働省の医政局に、運営委員会の関係者と医療保険部会との関係者が集まる検討会を設置するなどの意見が出ていました。運営委員会との関係性等も含めて適切な整理が行われるよう、働きかけて参ります。
- ※ 脳性麻痺のデータ収集に向けた検討も必要であることから、「5年後」などではなく、近々にあり方の検討が始まるものと見込まれます。

以上